

第12回秋田市バリアフリー協議会 意見および対応一覧

資料1

意見 番号	該当箇所	意見	対応
①	資料1 P4 マスタープランに定める 事項	<p>平行になると思うが、優先順位として「ソフト」の優先度が高いのではない か。</p> <p>ハード面を作ってからソフト面を進める手順では、ソフト面でカバーできるところ までハード面で補ってしまわないか？</p>	<p>マスタープランの構成については、バリアフリー法の構成やこれまでの同法に基づく取組 の流れから、「ハード」→「ソフト」の順序となっておりますが、事務局においても、ハード・ソフト の両面から同時並行でバリアフリー化を進めることが望ましいと考えています。</p> <p>マスタープランでは、資料2(計画素案)P34 のとおり、ハード・ソフトの両方の観点から、 バリアフリー化を促進することを明記します。</p>
②	資料2 P6~P7 1-3.公共交通の情報 について	<p>・JR 各駅のバリアフリー情報を掲載してほしい。 【例】秋田駅 車いす対応トイレ…有 エレベーター…有 点字運賃表…</p> <p>・バス停留所の現状について掲載してほしい。 【例】〇〇路線 バス停留所〇〇箇所 (うち屋根がない〇〇箇所、ベンチがない〇〇箇所)</p>	<p>各鉄道駅のバリアフリー化の状況については、東日本旅客鉄道株式会社からの提供資 料をもとに、資料2(計画素案)P16 に記載しているとおりにマスタープランへ掲載します。</p> <p>また、バス停留所の屋根やベンチの設置状況については、町内会等で独自に設置、管理 しているものも数多く存在し、不定期に変動するため、バス事業者や自治体においても把握 しきれないことから、マスタープランへ掲載することは困難ではありますが、バス事業者との連 携を図りながら、情報収集について、検討してまいります。</p>
③	資料2 P15 基本方針1 基本方針2	<p>基本方針1の「快適で円滑な移動等が可能なバリアフリー環境の形成」では、 公共交通以外のハード面でのバリアフリー化を目指すものと考えられる。しかしな がら、この名称では目指すところがわかりにくく、より具体的な名称とした方がよい のではないかと。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、基本方針1と基本方針2の差別化を図るため、参考資料1のとおり修正 (修正部分朱書き表記)し、資料2(計画素案)P34 のとおりマスタープランへ掲載します。</p>
④	資料3 全体 促進地区以外の地区 について	<p>促進地区以外の場所についてはバリアフリー化を行わないような誤解を生む可 能性があることから、促進地区以外の場所についても、バリアフリーに取り組んで いくことを示す必要があるのではないかと。</p>	<p>マスタープランは促進地区以外の区域におけるバリアフリー化を否定するものではないた め、資料2(計画素案)P5に記載のとおりマスタープランの対象区域を示すとともに、基本理 念、基本方針とあわせ、資料2(計画素案)P35、36 のとおり全市的なバリアフリー化の取 組についても示していきます。</p>
⑤	資料3 P2 促進地区候補地区に ついて	<p>立地適正化計画のような上位関連計画を見ると、各市民サービスセンター(市民 SC)の周辺についても、地区としての重要性が高いように感じる。今回は主に鉄道 駅の周辺を候補地区として設定しているが、各市民 SC の周辺については候補地 区としないのか。</p>	<p>促進地区の要件は、バリアフリー法において、「①生活関連施設があり、かつ、それらの間 の移動が通常徒歩で行われる地区」「②生活関連施設及び生活関連経路についてバリア フリー化の促進が特に必要な地区」「③バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機 能の増進を図る上で有効かつ適切な地区」とされており、高齢者や障がい者等を含めた不 特定多数の人が利用する生活関連施設が立地していることが必要不可欠となっています。</p> <p>そのため、①および②の観点から、市民の移動の足となる公共交通が集積する鉄道駅を 中心に、生活関連施設となりうる施設の立地状況を踏まえ、候補地区を選定しました。また、 ③の観点から、上位計画である立地適正化計画において、都市機能誘導区域(医療・福 祉・商業・子育て支援等の都市機能を誘導する区域)に設定している区域は、総合的な都 市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区であり、生活関連施設が集積するエリアで もあることから、候補地区に選定しています。</p> <p>候補地区内に入っていない市民 SC は、東部市民 SC と南部市民 SC ではありますが、どち らも主に住宅地を形成しているエリアであり、立地適正化計画において設定した都市機能 誘導区域内ではないことから、候補地区に選定しておりませんが、今後の周辺環境の変化 等によっては、見直しの際などに、促進地区への位置づけも検討してまいります。</p>

第12回秋田市バリアフリー協議会 意見および対応一覧

意見 番号	該当箇所	意見	対応
⑥	参考資料 アンケート調査 結果報告書	クロス集計を行うことで何か傾向がつかめる可能性があるため、クロス集計も行った方が良いのではないか。	アンケート調査におけるクロス集計について、以下の項目でクロス集計を行い、参考資料2 P3-34からP3-55 に記載のとおり、調査報告書へと追加しました。 なお、結果としては、両集計とも、全体の傾向と大きく差違がなかったことから、計画書へは全体の結果について記載します。 ・利用駅別の「鉄道駅」についての困りごと （問7 普段利用する鉄道駅 × 問8 鉄道駅についての困りごと） ・身体の状態別の各施設の困りごと （問4 調査対象者の状態 × 問8～問12 各施設についての困りごと）
⑦	参考資料 アンケート調査 結果報告書 P3-35 3-4. バリアフリー等の理解 度について	今回初めて委員会に出席したため、アンケートの設問作成の経緯と狙いは承知していないが、左記設問では回答者が自らの理解の是非を求められており、果たして理解の内容が設問者の「狙い通りの正解」であるかは確かめようがない。 特に、問13-4「心のバリアフリー」の理解については、個人的な解釈や心情が反映されやすいのではないか。選択肢から選ぶなど回答方式の工夫が必要だと思った。それにつけても「心のバリアフリー」の内容を具体的に表現する必要があるのではないかと思っている。 私見を述べると、「心のバリアフリー」とは主に「社会的バリア」を取り除こうとする考えであり、この問題は非障がい者に対する態度や働きかけ方がテーマになりがちだが、双方からの働きかけによるバリアの除去が大切ではないだろうか。そこに立脚した「手助け」という直接的行為だけでなく、「障がい者の自立を妨げない」という間接的行為（多目的トイレ、エレベーター、障がい者用駐車場の使用や、点字ブロックの邪魔をしないなど）や、正しい知識に基づく自発的行為を含むものではないだろうか。	今回のアンケート調査を行うにあたっては、調査票と併せ、用語解説も送付させていただきましたが、ご指摘のとおり、「心のバリアフリー」という言葉の理解については、解釈の仕方に個人差が生まれていることも考えられます。 そのため、「心のバリアフリー」という言葉の意味について、市民が同じ方向性で解釈できるよう、バリアフリーマスタープランにおいては、資料2（計画素案）P68 のとおり、「心のバリアフリー」の紹介ページを設け、市民に周知を図ってまいります。